

熱海市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第5号

熱海市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の退職手当に関する条例(昭和38年熱海市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熱海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年熱海市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 熱海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熱海市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。